**平成２９年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

平成２８年７月

大阪府

**平成2９年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、わが国の経済は、緩やかな回復基調が続いておりますが、急激な為替変動や海外経済の減速などの影響から、景気回復の動きが弱まっており、中小企業をとりまく経営環境も厳しい状況が続いております。

このような中、持続的な成長を実現するためには、アジアとの都市間競争に打ち勝つ環境整備を進め、大阪経済を支える中小企業の競争力強化が不可欠です。

　大阪府では、エネルギーやライフサイエンス関連産業の集積、そうした成長産業分野を支えるものづくり企業の集積など、強みを活かしながら、新たな成長へとつなげるための施策を講じてまいります。

また、大阪の持続的な成長を支える若者・女性・障がい者・高年齢者など多様な人材が活躍できるよう、就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、それに見合った権限と財源配分を行った上で、地域の実情にあった事業を展開できるよう、地方分権改革を推進することが不可欠です。

地方分権改革が実現するまでの間、現に国の役割となっている事項に関して、国の責任においてその充実に努めることが重要です。

　平成２９年度の国家予算編成に当たりましては、本府の財政状況や商工労働分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**平成２８年７月**

　　　　　　　　　　　　　**大阪府知事　　　松 井　一 郎**

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．東京一極集中の是正をめざす政府関係機関の移転･････････････････････････････････**

**１**

**２．成長産業関連施策に対する思い切った支援･･･････････････････････････････････････････**

**１**

**３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化･････････････････････････････････････････････････**

**２**

**４．中小企業等の経営安定化等の対策強化･････････････････････････････････････････････････**

**３**

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････３**

**４**

**２．労働環境の向上････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**６**

**３．職業能力開発制度の充実･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**７**

**４．あいりん地域対策の強化･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**８**

**５. ホームレスの人等の就労自立支援等････････････････････････････････････････････････**

**10**

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

**１．ハローワークの地方公共団体への移管･･･････････････････････････････････････････････････**

**10**

**２．運輸事業振興対策の推進･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**11**

**Ⅰ　産業振興施策について**

**１．東京一極集中の是正をめざす政府関係機関の移転**

**（１）国立健康・栄養研究所の全部移転**

国立健康・栄養研究所の全部移転にあたっては、国と地方の役割分担を踏まえ、国自らが積極的に進めること。

※平成２８年６月最重点提案・要望において要望済み。

**（２）工業所有権情報・研修館の統括拠点、特許庁の審査拠点の設置**

工業所有権情報・研修館（INPIT）の統括拠点設置にあたっては、中小企業の知的財産活用支援に資する方策を講ずること。また、INPITの統括拠点設置を踏まえ、西日本を対象とする特許庁の審査拠点の設置を検討すること。

※平成２８年６月最重点提案・要望において要望済み。

**（３）ＰＭＤＡ関西支部への権限委譲及び利用料制度の見直し**

大阪・関西が強みを有する再生医療分野における審査機能をＰＭＤＡ関西支部に権限委譲すること。また、関西支部の利用促進が図られるよう、利用料制度を抜本的に見直すこと。

※平成２８年６月最重点提案・要望において要望済み。

**２．成長産業関連施策に対する思い切った支援**

**（１）蓄電池・水素関連産業の振興**

①　水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成28年3月改定）では、水素ステーショ

ンを2020年度までに160箇所程度、2025年度までに320箇所程度の整備、また、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化をめざすと示された。水素ステーション整備目標が達成されるよう、今後もステーション整備補助及び運営補助を継続されたい。また、燃料電池フォークリフト等、新たな水素アプリケーションが創出される動きを踏まえ、これらへの水素充填設備に対する整備・運営補助制度についても新たに創設されたい。

②　水素需要の拡大に向け、新たな水素関連アプリケーションの実用化を進めるため、燃料電池自動車以外の新たなアプリケーション導入に対する補助制度を創設されたい。

　　③　水素社会の実現に不可欠となる社会受容性向上に向け、国の取組を強化するとと

もに、地方公共団体独自の取組についての補助を創設されたい。

④　新たな蓄電池の技術開発・実用化を加速するため、財源措置の一層の充実を講じ

られたい。

**（２）堺・泉北臨海工業地域の競争力強化に向けた産業基盤の整備**

堺・泉北臨海工業地域は、石油、科学、素材、エネルギー等多様な業種が集積し、府内の製造品出荷額の２割を占める産業政策上極めて重要な地域であるが、国際競争力を維持・強化するための方策が課題となっている。

府においても、地域内の立地企業や地元市も参画した「堺・泉北ベイエリア新産業創生協議会」を通じて、新産業創生に向けた取組み等を推進しているところであるが、国際競争力の強化に向けた設備投資の促進や公共性の高い産業基盤の整備に向けて、国の役割として以下の施策を充実されたい。

　　①　国際競争力強化に向けた石油コンビナートの生産性の向上や強靭化に資する設備投資に対する支援制度を充実するとともに、以下の制度改善を行うこと。

・支援の対象を石油精製事業者や製油所等に限定せず、コンビナートを構成する

関連事業者や施設にも拡大すること

・資金使途について、耐震や液状化対策のみならず、津波や停電時対策等の設備投資も対象とすること

・投資規模を踏まえて、複数年度にまたがる計画や事業所ごとの申請を認めるなど

柔軟な対応を行うこと

　　②　公共性の高い民有護岸等の耐震補強などの災害対策について、全てを企業負担と

することなく、財政支援を充実・強化すること。

③　コンビナートの基盤を支える重要なインフラとして欠かせない工業用水道事業

の施設更新や耐震化等に対して、国庫補助制度の実効性のある運用と必要な財政措

置を継続的に講じること。

**３．中小企業等に対する資金支援の充実・強化**

**（１）中小企業等への円滑な資金供給の確保**

我が国経済は、緩やかな回復基調にあり、企業の資金調達環境も一定落ち着いてい

るものの、原材料・エネルギーコスト等の高止まりもあり、中小企業の中には景気回復を十分に実感するには至っていないものも少なくない。一方、新興国経済の減速等に起因する景気の下振れリスクが顕在化しつつあり、今後、企業の業績や資金調達環境に与える影響が懸念される。ついては、今後とも中小企業への円滑な資金供給に支障をきたすことのないよう、経済・金融情勢を注視するとともに、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、信用保証制度の充実や金融機関への指導・監督等の措置を適切に実施されたい。

また、セーフティネット保証５号については、対象業種の見直しが行われているが、

業況の回復には地域差が生じていることや、原材料・エネルギーコスト上昇による利益の減少など、中小企業を取り巻く経営環境を十分に踏まえ、対象業種見直しの実施時期及び業種選定について慎重を期して行われるとともに、利益減少要件についても

追加されたい。併せて、対象外業種に属する企業においても、小口零細企業保証制度に係る限度額の引き上げや別枠化を行うことなどにより、中小・零細企業への円滑な資金供給が確保されるよう図られたい。

**（２）信用保証協会の経営基盤の強化、信用補完制度の充実・強化**

国においては、日本政策金融公庫の信用保険会計への出資など、必要な財政措置を

講じられているところであるが、引き続き、中小企業への資金供給に支障が生じないよう、必要な財源措置を講じられたい。

また、現在、持続可能な信用補完制度の構築に向け、責任共有制度の在り方やセー

フティネット機能の在り方等について見直しが進められているところであるが、検討に当たっては、関係機関の意見や要望を十分踏まえ、中小企業・小規模事業者への円滑な資金供給に支障を及ぼすことのないよう、慎重に対応されたい。併せて検討の状況については、適時関係機関への周知を図られたい。

**４．中小企業等の経営安定化等の対策強化**

**（１）地域中小企業応援ファンド事業による新事業創出支援**

地域中小企業応援ファンド事業（おおさか地域創造ファンド）の助成期間は平成

２９年１２月末までとなっているが、創業間もない事業者や新事業に取組む中小零細

事業者にとって、資金確保が大きな課題であることから、事業内容を充実・強化した

代替制度の創設を図られたい。

　　　また、各都道府県が事業を終了する平成３２年度までの間は、事業継続の措置をさ

　　 れたい。

**（２）下請中小企業対策の強化**

下請中小企業に対し、経営基盤の強化促進や取引あっせん事業の充実に万全を期するとともに、下請代金支払遅延等防止法や独占禁止法の厳格な運用を図られたい。

**（３）商業活性化施策の充実・強化**

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域の商業・サービス拠点である

とともに、地域コミュニティの中で、安全・安心な地域づくりに重要な役割を

果たしていることから、意欲的な取組みを進める商店街等に対する支援策の充

実・強化を図られたい。

なお、現在、商店街等への国庫補助金は、地方公共団体を経由しない、いわ

ゆる「空飛ぶ補助金」となっているが、地方分権改革の趣旨に鑑み、早期に地

方公共団体に権限・財源を移譲することを検討されたい。

**Ⅱ　雇用施策について**

**１．雇用・就労対策の充実**

**（１）地方創生への取組みの強化**

　少子化に伴い労働力人口が減少する中、社会の活力維持や経済の持続的な成長を図るためには、若者や女性などの雇用対策の強化が不可欠である。このため、地方創生推進交付金については、全額国庫負担で必要な財源を確保されたい。

さらに、若者や女性などの雇用対策、中小企業の人材確保に積極的に取り組む地方公共団体に対し、重点的に配分されたい。

また、プロフェッショナル人材事業については、東京一極集中の是正をはじめ、地域経済を支える中堅・中小企業の成長に資するものであり、地方創生の取組みとして必要不可欠な事業であることから、来年度以降も継続して実施できるよう配慮されたい。

**（２）若者の活躍推進施策の充実**

若者の安定就業を促進するため、社会人基礎力の向上支援に加えて、大企業志向や事務職志向からの意識転換により、若者を就職に結び付ける取組みを積極的に進められたい。

さらに、若手社員の職場定着を推進する施策を充実されたい。

なお、施策の実施にあたっては、地域の若者や中小企業の実情を把握してい

る地方公共団体を積極的に活用されたい。

**（３）女性の活躍推進施策の充実**

女性の就業率の向上を図るため、働いた経験に乏しく、具体的な就業活動

ができていない若年女性の安定就業への誘導や定着支援、新たな職域への意識啓発、中小企業における女性の働く環境整備等の施策を構築されたい。

なお、これらの施策の実施にあたっては、教育や福祉施策等と連携し、効

果的な支援ができるよう、地方公共団体を活用されたい。

**（４）中小企業の人材確保支援施策の充実**

景気の回復基調に伴い、新卒求人数を増やした大企業が人材確保を順調に進める一方、中小企業はその確保に課題を抱えている。この状況が続けば、中小企業の経営や成長が阻害され、地域の経済に大きな影響を与えることから、東京圏からの人材還流など、中小企業の人材確保が円滑に進むような施策を充実されたい。

なお、施策の実施にあたっては、地域の中小企業の実情を把握している地方公共団体を積極的に活用されたい。

**（５）障がい者への雇用対策の強化**

平成３０年４月からの精神障がい者の法定雇用率算定基礎の追加と、これに伴う法定雇用率の引き上げ動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用拡大及び職場定着を促進するため、以下の施策を充実されたい。

① 精神障がい者の職場定着につながる新たな支援策を実施するとともに、発達障がい者や高次脳機能障がい者を含む精神障がい者及び事業主への支援策の構築並びに事業主への雇用啓発活動のさらなる充実強化を図られたい。

②　法定雇用率未達成である全ての事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を求められたい。さらに企業名の公表を実施後もなお、雇用状況の改善が見られない企業に対し効果的な制裁措置が講じられるよう、障害者雇用促進法において罰則規定を定められたい。

　　　　なお、罰則規定が設けられるまでの間、少なくとも国と取引関係にある事業主

のうち、法定雇用率未達成である事業主に対する指導を強化されたい。

③　本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合

評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国においても同制度の導入を検討されたい。

④　特定求職者雇用開発助成金の支給額の引き上げや、障害者試行雇用（トライア

ル雇用）事業の利用状況を踏まえた必要な財源の確保など、事業主に対する各種

助成金制度の拡充に努められたい。とりわけ、障がい者を多数雇用する中小企業

の事業主に対する助成金を充実させるとともに、障害者雇用納付金制度では、支

給を受けるために必要な障がい者数の引き下げを図られたい。

⑤　身体障害者手帳等を有していないが、障害福祉サービスの対象となっている難

病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者についても、雇用率制度及び障がい者の雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加されたい。

⑥　改正障害者雇用促進法に基づき事業主の義務となった、障がい者に対する差別

禁止と合理的配慮の提供について、事業主へ周知徹底と円滑な運用を図られたい。

⑦　聴覚障がい者等の職場定着の成果を上げるため、本府では聴覚障がい者等ワー

クライフ支援事業を実施しているが、就職前後の支援を行う国の手話協力員制度

との一体的な運営を図る必要があることや、事業主の合理的配慮の提供義務化に

伴い利用ニーズの拡大が予想されることから、聴覚障がい者等に対して手話によ

り労働や生活の相談・支援を行う事業を国の雇用支援制度のひとつとして創設さ

れたい。

　 　 また、現行の手話通訳担当者の委嘱助成金に加え、難聴・中途失聴者への要

約筆記の提供など、職場内での情報保障及びコミュニケーションの確保に配慮す

る事業主に対し、助成金の拡充を図られたい。

**（６）発達障がいの可能性を有する者等の就業支援の強化**

就職意欲が高いものの、発達障がいの可能性がある者や、精神・身体疾患等からの回復期にある者など、就職に困難な要因を抱えた求職者を身近な地域で支援するため、都道府県が専門的な知識を有する人材の育成に取り組むことができるよう、必要な財源の措置を講じられたい。

**（７）「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」交付制度の条件緩和**

　　　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき指定されたシルバー人材センターと同様の活動をしていながら、法人格がないため、法の指定要件を満たさず、国庫補助金を活用できない団体についても、国において財源を措置されたい。

**２．労働環境の向上**

**（１）いわゆるブラック企業への指導・監督の強化**

主に若年正社員に対し、過度な長時間労働やサービス残業等の違法な労働を強要す

るなどのいわゆるブラック企業が問題になっている。

このような労働基準法等の労働関係法令に違反している企業に対し、指導・監督を

一層強化されたい。

**（２）非正規労働者の処遇改善を図るための取組みの推進**

非正規労働者の処遇改善を図るため、改正パートタイム労働法等労働関連法令の周知徹底に努めるとともに、正規労働者との均等・均衡のとれた待遇確保はもとより、同一労働同一賃金の実現や正社員化の促進等が図られるよう、速やかな法改正や事業主に対する支援、助言・指導の強化など、実効性のある取組みを一層推進されたい。

**（３）最低賃金の引き上げ**

　　　地域別最低賃金について、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネッ

トとして十分に機能するよう、政労使会議等の合意内容を十分勘案し、引き続き、そ

の引き上げに努められたい。

**（４）派遣労働者に対するセーフティネットの強化**

　　　派遣労働者における雇用の安定に向けた取組み、職業訓練や雇用保険の拡充

など、引き続き、セーフティネットの強化に努められたい。

**（５）働き方改革の推進等によるワークライフバランスの実現を図る取組み強化**

ワークライフバランスの実現を図るため、労働時間等の設定が労働者の健康

と生活に配慮されるよう、働き方改革の推進を中心に以下の取組みを一層強化

されたい。

①　所定外労働時間の削減等による総労働時間の短縮や賃金不払い残業の解

消に向けた事業場への指導・監督の強化や、いわゆる「サブロク協定」に

おける所定外労働規制の在り方についての再検討を速やかに開始されたい。

②　長期休暇や連続休暇制度の早期導入をはじめ、年次有給休暇の取得促進

に向けた事業主への啓発、支援策を拡充されたい。

③　働き方改革を進めるにあたり、長時間労働の解消に向け、企業、労使団体、地方公共団体等が行う取組の方向性を示されたい。

**（６）過労死等の防止を図る取組みの推進**

　　　過労死等防止対策推進法及び大綱に基づき、国として取り組まれている「調査・研究」結果を踏まえ、大綱に示された「啓発」、「相談体制の整備等」、「民間団体の活動に対する支援」等の方策について、地方公共団体が取組む方向性を示されたい。また、地方公共団体が過労死防止対策を実施する際には、適切に支援されたい。

**３．職業能力開発制度の充実**

**（１）障がい者の職業訓練に係る指導員等の充実**

障がい者に対する職業訓練に関して、それぞれの障がいに関する特性や配慮事項を理解した指導員のもとにより効果的な職業訓練が行えるよう、障がい者の職業訓練に対応した新たな指導員免許を創設されたい。

また、今後ますます連携が必要とされる福祉や医療スタッフ及び指導員の拡充など、障がい者訓練を充実させるために必要な財源措置をあわせて講じられたい。

**（２）離職者等再就職訓練事業等に係る財源支援**

離職者等再就職訓練事業については、平成２３年度から国実施の事業が移管されたことに伴い、全国一律で１名分の人件費の措置が講じられたが、府県間で事業実施規模には差があるため、規模に応じた適正な人件費を措置されたい。

**（３）訓練手当の所得要件の基準改正**

職業訓練を受講する障がい者等に対して都道府県が支給する訓練手当の支給基準

は国が定めている。その支給基準では、身体障がい者には、本人と配偶者の合計所

得に対して支給制限がある一方で、知的障がい者と精神障がい者には所得による支

給制限がなく、受給対象者間でのバランスを欠くこととなっている。真に訓練手当

を必要とする者に支給されるよう、対象者にかかる所得要件について適正化を図ら

れたい。

**４．あいりん地域対策の強化**

**（１）国における抜本的な総合対策の推進**

関係省庁共同による組織体制の整備や事業予算の確保などにより、あいりん

地域の現状を見据えた日雇労働対策を実施するとともに、福祉、住居、保健衛

生、生活環境等広範囲な分野にわたる抜本的な総合対策を推進されたい。

**（２）日雇労働者の雇用対策の充実**

①　建設産業の変容に伴い、あいりん地域における労働力の需給バランスが大

きく崩れていることから、全国的規模での就労斡旋の実施など広域的・総合

的な観点から日雇労働の需給調整に取り組まれるとともに、建設業以外の職

種への転換を容易にするための施策を充実されたい。

②　公共事業の執行にあたっては、年間における日雇労働需要の変動を抑制し、

就労機会の均一化を図られたい。

③　高齢日雇労働者の就労は、特に厳しい状況にあることから、特別就労事業

の創設など、実効性のある対策を実施されたい。

**（３）日雇労働者の雇用環境等の改善**

①　地域における就労経路の適正化を図るため、求人行為の集中する早朝の時間帯に巡回指導を行うなど、求人事業所に対して「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく「募集に関する事項の届出」の遵守及び「雇用に関する文書の交付」の徹底、職業安定法に違反する求人行為の防止など指導の強化に取り組まれたい。併せて、いわゆる労災隠しを防止するため、事業主に対して労働災害発生時の適切な対応について、なお一層の啓発指導に取り組まれたい。

②　事業主に対し、雇用保険制度の加入を促進するとともに、生活の安定を図るため、受給要件の緩和等の措置を講じられたい。

③　対象となる全ての事業所において健康保険日雇特例被保険者手帳に印紙の貼付を受けることができるよう措置を講じられたい。

④　建設日雇労働者の退職金共済手帳の取得が促進されるよう、建設業退職金共済制度のより一層の円滑かつ確実な履行の確保を図られたい。

⑤　現行の日雇労働者等技能講習事業をより効果的に推進するため、受講に伴

う生活上の支援措置を講じられたい。

⑥　「あいりん労働福祉センター」の耐震対策を含め、平成27年1月26日に

大阪市長から示された「あいりん地域のまちづくりにかかる市の今後の方向

性」を踏まえた、施設の将来のあり方について、国としての考え方を示され

たい。併せて、国において同施設の管理運営に必要な措置を講じられたい。

　とりわけ、いわゆる「青空労働市場」の解消を図るために国において設置された寄り場、駐車場等の労働施設の機能を維持するために必要な措置を講じられたい。

また、耐震化とともに、老朽化が進行する同施設の安全かつ安心な管理運営に必要な予算及び所要の措置を講じられたい。

**（４）あいりん地域における職業紹介のあり方検討の実施**

　　　公益財団法人西成労働福祉センターにおいて実施している日雇労働者に対する職業紹介は、建設投資の減少や加速する日雇労働者の高齢化、若年不安定就労層の建設労働への流入、携帯電話の活用等による労働者の募集方法の変容等、様々な構造的な課題を有しており、現在では、地域の日雇労働者に対する労働需要の大幅な減少が続いている。

こうした現状を踏まえ、国として同地域における職業紹介事業のあり方につ

いて検討を行い、適切な措置を講じられたい。

併せて、当面、同センターが職業紹介事業を実施するにあたり、必要な財源

措置を講じられたい。

**（５）東日本大震災の復興等事業に関わる求人の適正化等**

「あいりん地域」において、適切な職業紹介を実施する観点から、国におい

ても、以下の事項について、万全の対応を図られたい。

①　建設事業主等への指導徹底

建設事業主や事業主団体に対し、適正な労働条件の明示及び安全、快適な

労働環境の整備状況について、機会あるごとに指導されたい。

　　　　特に、除染作業をはじめとする放射線障害が懸念される業務について、労働者の安全管理の徹底を指導されたい。

②　不適正事案発生時における迅速かつ適切な対応

求人事業所における不正な事案及びそれが疑われる事案が発生した場合、遠隔地での事案を含め、指導・処分の権限を有する国において、的確な事実関係の把握及び迅速かつ適切な対応を行うとともに、不正な求人事業所に対して厳正な処分を図られたい。

さらに、その経過や結果については、今後の適正な求人受理を担保する観

点から、職業紹介事業所に情報を提供されたい。

**５．ホームレスの人等の就労自立支援等**

**（１）ホームレスの人等の就労機会の確保・提供**

①　「ホームレス自立支援センター」の入所者の就職率が40％台に留まっており、モチベーション向上のための個別カウンセリングや就職への意識を高めるセミナーなど、就職率を更に高めるための施策を充実されたい。

②　国所管の河川・道路などの公共施設の維持・管理業務に、ホームレスの人

等が優先的に従事できる就労支援策を組み込まれたい。

③　民間企業において常用雇用の促進が図られるよう、ホームレスの人等を

「特定求職者雇用開発助成金制度」の対象者とするなど雇用奨励施策を充実

されたい。

④　ホームレス就業支援事業は、ホームレスの人に対し常用就職などの安定した就労機会の確保や就業による自立促進に必要不可欠であることから、今後とも安定的かつ継続的な財源を確保されたい。

**（２）ホームレス化の予防支援**

①　あいりん地域においては、高齢日雇労働者の就労機会が激減しており、ホ

ームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在すること

から、就業機会の確保など、労働対策を講じられたい。

②　ホームレス化予防の観点から、本府があいりん地域高齢日雇労働者を対象

に実施している公的就労機会の提供事業を円滑に進めるため、必要な措置を

講じられたい。

③　平成29年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の失効が迫る中で、大阪府では全国の中で最も　多くのホームレスが存在しており、引き続きホームレスの人等の自立を支援するため、ホームレス特措法の趣旨が損なわれることのないよう国の責任において全額財政措置を講じられたい。

**Ⅲ　国と地方の適正な役割分担について**

**１　ハローワークの地方公共団体への移管**

ハローワークの移管については、平成27年12月閣議決定の対応方針に基づ

く「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、最終的には必要な人員・財源

を合わせた全面移管に向け、検討を進めること。

なお、「新たな雇用対策の仕組み」の具体的な制度設計に当たっては、地方の

意見を十分に反映させるよう、配慮されたい。

※平成２８年６月最重点提案・要望において要望済み。

**２　運輸事業振興対策の推進**

地方トラック協会及び全日本トラック協会は、貨物自動車運送事業法に規定する

　　地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機

　　関として国土交通大臣に指定され、同大臣の指導監督の下、同法に規定する事業（以

下「適正化事業」という。）を実施している。

また、地方トラック協会からの出捐金により、全日本トラック協会は全国規模で

上記事業を含む各種事業（以下「出捐金事業」という。）を実施している。

適正化事業及び出捐金事業を実施するための必要な費用については、運輸事業の

振興の助成に関する法律に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付

する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されているところであ

るが、適正化事業については法令に基づき国土交通省が地方トラック協会及び全日

本トラック協会に実施させている事業であり、また、出捐金事業については全日本

トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければな

らない事業であることから、国と地方の役割分担を踏まえ国費で措置されたい。

もしくは、出捐金については都道府県がその使途に関与できないという問題点が

あり、公金の適正執行の観点から、本府においては出捐金を負担することが困難な

状況であるため、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組

みを見直されたい。